

学外機関等との学術研究提携等に関する規則

大学における研究の発展および教育の向上のために、学内における研究教育体制の改革と並び、学外の研究機関等との学術交流および学外資金の導入がますます必要となってきた。しかし、学外との学術研究提携等が確固とした方針に基づくことなく推進されるならば、大学における研究教育を歪め、大学の存在理由を失わせるおそれがある。大学はその主体性と独自性を保持しつつ、正しく学外との学術研究提携等を発展させることを目的として、ここに本規則を制定する。

(ガイドライン)

第1条 本大学において、学外機関等との間で学術研究提携等を行うにあたり準拠すべき基本原則として、次のガイドラインを定める。

- 一 学問の自由および独立を守ること。
- 二 世界の平和および人類の福祉に貢献する研究を行うものとし、軍事研究および軍事開発は行わないこと。
- 三 本大学における研究活動の発展および教育の向上に寄与すること。
- 四 研究成果の公表を禁止された秘密研究は行わないこと。ただし、研究成果の公表時期に関する研究委託者または共同研究者との信頼関係に基づく合理的制約は、この限りでない。
- 五 社会的に公正であること。
- 六 関連資料を開示の上、民主的な手続きに基づき、提携等に関する意思決定を行うこと。

(提携等の承認手続等)

第2条 学外機関等との学術研究提携等の承認手続等に関する事項は、規程をもって別に定める。

附 則

この規則は、平成2年5月29日から施行する。